

美波町障害者活躍推進計画

機関名	美波町
任命権者	町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
障がい者雇用に関する課題	<p>令和元年6月1日現在で法定雇用率は達成できており、障がい者が若干名在籍している状況であるが、定年等による退職が見込まれるため、令和元年度には採用に関し障がい者対象枠を設け募集を行ったが、応募は少ない状況である。</p> <p>各機関に在籍する正規職員は町長部局からの出向により職員が配属されており、町長部局を除く各機関において正規職員の募集・採用は行っていない。</p> <p>また、これまで組織的な体制整備は行っていない。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>在籍する雇用障がい者数が前年度を下回らないよう計画的な募集・採用を行う。</p> <p>(評価方法) 毎年度実施する任免状況通報により把握・進捗管理</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>(評価方法) 毎年度実施する任免状況通報により把握</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制(障がい者雇用推進者、衛生委員会、人事担当等)を整備するとともに障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内 LAN 等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3 か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

<p>2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○障がい者である職員を新たに雇用する場合には、その障がいを考慮し、各機関が連携し、遂行できる職務の選定及び創出を行い配属する。
<p>3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられることといった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
<p>4. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。